

平成30年11月29日

関係者各位

株式会社カンバス

不正競争防止法違反に基づく差止請求等訴訟（勝訴判決）に関するお知らせ

株式会社カンバス（東京都千代田区神田神保町1-50。以下「弊社」といいます。）は、字幕制作ソフトのパイオニアとして開発・販売を業と致しておりますが、標記の件につきまして、謹んでご報告申し上げます。

弊社は、株式会社フェイスらを被告とし、弊社の重要な営業秘密である字幕制作ソフトのソースコードを不正に取得、使用して同社が販売する「Babel」（以下「Babel」といいます。）が製作されていることを理由として、不正競争防止法違反に基づき、前記「Babel」の製造・使用・販売等の禁止、損害賠償を求めて訴訟を提起してまいりました（東京地裁平成27年（ワ）第16423号。以下「本件訴訟」といいます。）。弊社は、「Babel」のソースコードの鑑定を行うなど、不正競争行為の立証に成功し、訴訟提起から3年以上の歳月を経て、今般、弊社の勝訴判決を受けるに至りました。東京地方裁判所は、本日言い渡した判決において、「Babel」が弊社製品のソースコードを不正に使用して製作された事実を認定し、株式会社フェイスらに対し、不正競争行為の差止（「Babel」の製造・使用・販売等の禁止、弊社ソースコードの使用禁止、弊社ソースコードが記録された媒体等の廃棄等）のほか、弊社に対する損害賠償を命じました。

これまで、株式会社フェイスは、弊社が主張する不正競争行為を否認し続け、訴訟中においても「Babel」の体験版の無料配信を行うなど、弊社の営業活動に甚大な支障を及ぼしてきました。弊社と致しましては、長年の努力により築き上げてきた弊社の重要な知的財産を保護するため、本件訴訟での対応に留まらず、同社の一連の行為を認識しながら「Babel」を購入された関係者に対しても、弊社の知的財産の侵害行為が認められれば、今後も継続して必要な措置を講じていく所存です。

<この件に関するお問い合わせ先>

株式会社カンバス 担当：執行役員 榎谷（ますたに）

E-mail : sales@canvass.co.jp

TEL:03-6811-0806（平日 9:30~18:30）